

「店頭有価証券等の特定投資家に対する投資勧誘等に関する規則」の一部改正について

令和 8 年 6 月 16 日

(下 線 部 分 変 更)

新	旧
<p>(定義)</p> <p>第 2 条 この規則において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>1～4 (現行どおり)</p> <p>4の2 信託受益証券</p> <p style="padding-left: 2em;">金商法第2条第1項第14号に<u>規定する</u>受益証券発行信託の受益証券であつて、取引所金融商品市場に上場されていないものをいう。</p> <p>5～10 (現行どおり)</p> <p>(投資勧誘の要件等)</p> <p>第 8 条 取扱協会員は、次の各号に掲げる場合に応じ、それぞれ当該各号に定める要件を満たすことを確認したときに限り、顧客に対して当該店頭有価証券等の投資勧誘を行うことができる。</p> <p>1～3 (現行どおり)</p> <p>2 <u>取扱協会員は、前項の規定に従い顧客に対して投資勧誘を行う場合は、当該顧客が第3条で検証した店頭有価証券等の投資勧誘を行う顧客の範囲に適合することを確認しなければならない。</u></p> <p>(取扱協会員としての届出及び公表)</p> <p>第 13 条 取扱協会員となろうとする協会員は、本規則に基づく投資勧誘を開始する15営業日前までに、所定の様式による取扱協会員指定届出書、前条に基づき作成する取扱要領その他本協会が必要と認める書類を本協会に提出しなければならない。</p> <p>2 本協会は、前項の規定により提出された書類に不備がないと認め、かつ、<u>取扱協会員としての業務を遂行するための体制が整備されていることを確認した場合は、前項の届出を行った協会員を取扱協会員として指定する。ただし、当該協会員が法令又は本協会の規則に違反する等の事由により必要と認める場合は、これ</u></p>	<p>(定義)</p> <p>第 2 条 (同 左)</p> <p>1～4 (省 略)</p> <p>4の2 信託受益証券</p> <p style="padding-left: 2em;">金商法第2条第1項第14号に<u>掲げる</u>受益証券発行信託の受益証券であつて、取引所金融商品市場に上場されていないものをいう。</p> <p>5～10 (省 略)</p> <p>(投資勧誘の要件)</p> <p>第 8 条 (同 左)</p> <p>1～3 (省 略) (新 設)</p> <p>(取扱協会員としての届出及び公表)</p> <p>第 13 条 (同 左)</p> <p>2 本協会は、前項の規定により提出された書類に不備がないと認める場合は、前項の届出を行った協会員を取扱協会員として指定する。ただし、当該協会員が法令又は本協会の規則に違反する等の事由により必要と認める場合は、これを指定しないことができる。</p>

新	旧
<p>を指定しないことができる。</p> <p>3 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">付 則</p> <p>この規則は、令和 8 年 6 月 16 日から施行する。</p>	<p>3 (省 略)</p>